

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社（以下「会社」という。）において、営業職として業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、上司の運転する車の助手席に同乗していたところ、B県内の交差点において、タクシーと衝突し、負傷した（以下「本件事故」という。）。請求人は、同日、C病院に受診し「頭部打撲、脳挫傷、肋骨骨折、血胸、顔面外傷、鼻出血、上口唇裂傷、頸椎捻挫、頭蓋内出血の疑い」と診断された。

請求人によれば、平成〇年〇月から不眠、抑うつ気分、集中力の低下等の症状が出始めたため、平成〇年〇月〇日にD神経科医院に受診したところ、「うつ病」と診断された。平成〇年〇月〇日には、E内科消化器科に受診し「うつ病」と診断されたが、その後、平成〇年〇月〇日F病院に転医し「反復性うつ病性障害」と診断された。

請求人は、請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故による心理的負荷により平成〇年〇月に「反復性うつ病障害」が発症し現在まで継続していると主張する。

(2) 一方、G医師は、療養補償給付の請求書で「抑うつ気分、不眠が増悪したため当科初診、事故との関連の証明は困難」と記載している。

また、H医師は、現病のエピソードの始まりは、平成〇年以降と推察され、G医師の意見書のとおり、平成〇年の事故との因果関係は否定的と考える旨所見している。

(3) この点、当審査会も、平成〇年〇月頃に「反復性うつ病性障害」を発病したが、その後、社会生活に顕著な支障はなく、就労も続いていたことから考えて同疾患が現在まで20年以上続いているとは考え難く、G医師の意見を踏まえたH医師の所見は妥当なものであると判断する。したがって、請求人に今般発病した精神障害と本件事故との間に因果関係は認められないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。